



島根県報

平成16年12月10日 (金)
第 1,632 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

職員の児童手当の支給に関する規則の一部を改正する規則	(職 員 課)	2
島根県道路管理規則の一部を改正する規則	(道 路 維 持 課)	2

告 示

介護保険法の規定に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(高 齢 者 福 祉 課)	5
知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業者の指定	(障 害 者 福 祉 課)	5
土地改良事業変更計画書の縦覧	(農 村 整 備 課)	5
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出 (2 件)	(経 営 支 援 課)	6
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	(")	8
土地収用法の規定に基づく事業の認定	(用 地 対 策 課)	8
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	9
道路の供用開始	(")	10
電線共同溝を整備すべき道路の指定	(")	11

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環 境 生 活 総 務 課)	11
平成17年島根県歯科技工士試験の実施	(医 療 対 策 課)	12
都市計画決定の図書の縦覧 (2 件)	(都 市 計 画 課)	13
都市計画変更の図書の縦覧 (2 件)	(")	13

特定調達公告

島根県芸術文化センター (仮称) 施設情報システム一式の調達に係る一般競争入札の落札者等	(文 化 振 興 課)	14
--	-------------	----

公企規程

島根県企業局財務規程の一部改正		14
島根県企業職員の給与に関する規程の一部改正		15

選管告示

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有する者の総数の50分の1及び3分の1の数		15
---	--	----

正 誤

平成16年6月29日付け島根県報号外第84号中	(総 務 課)	16
平成16年11月24日付け島根県報第1,627号中	(畜 産 振 興 課)	16

公布された条例等のあらまし

職員の児童手当の支給に関する規則の一部を改正する規則 (規則第98号)

1 規則の概要

様式を整理することとした。(様式第2号関係)

2 施行期日
公布の日から施行することとした。

島根県道路管理規則の一部を改正する規則(規則第99号)

1 規則の概要

(1) 電気通信事業法の改正により、電気通信事業者の定義を改正することとした。(別表関係)

(2) 道路工事承認申請書の様式を改正することとした。

(3) その他規定の整理

2 施行期日
公布の日から施行することとした。

規 則

職員の児童手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月10日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第98号

職員の児童手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の児童手当の支給に関する規則(昭和46年島根県規則第74号)の一部を次のように改正する。

様式第2号中 「就学前特例給付支給対象児童該当年月日」 を 「小学校第3学年修了前特例給付支給対象児童該当年月日」 に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県道路管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月10日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第99号

島根県道路管理規則の一部を改正する規則

島根県道路管理規則(昭和53年島根県規則第10号)の一部を次のように改正する。

別表中 「日本鉄道建設公団が建設し、又は災害復旧を行う鉄道施設」 を 「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧を行う鉄道施設」 に、 「公共的団体、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第8号に規定する電気事業者又は電気通信事業法(昭和

59年法律第86号)第12条第1項に規定する第一種電気通信事業者(以下「第一種電気通信事業者」という。)が設ける架空の電線

を

ガス、電気、電気通信(第一種電気通信事業者が行うものに限る。)、水道及び下水道の各戸引込地下埋設管

公共的団体、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者(卸電気事業者を除く。)
又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業者(以下「認定電気通信事業者」という。)が設ける架空の電線(認定電気通信事業者が設けるものにあつては、電気通信事業法第120条第1項に規定する認定電気通信事業(以下「認定電気通信事業」という。)の用に供するものに限る。)

に改める。

ガス、電気、電気通信(認定電気通信事業者が設けるもので、認定電気通信事業の用に供するものに限る。)、水道及び下水道の各戸引込地下埋設管

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

道路工事承認申請書

年 月 日

様

住所(法人にあっては事務所の所在地)
氏名(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)
担当者
電話番号

道路法第24条の規定により、道路工事承認を申請します。

施工目的			
施工場所	路線名		歩道・車道・その他()
	場所		
工事概要	工事種別		施工数量
工事の期間	年 月 日から		
	年 月 日まで	日間	
施工方法	直営・請負		
	施工業者 住所 業者名 担当者 連絡先		
添付書類	位置図、現況図、計画図、構造図、交通規制図、工事仕様書、公図(写)、求積表、誓約書、同意書、現況写真、その他()		
備考			

記載要領

- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 「工事概要」の欄には、「工事種別」として歩道切下げ、植樹帯移設等の工事の内容を、「施工数量」として延長、面積等の施工規模を記載すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。施工箇所が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを で囲み、その他の場合には、その内容を()内に記載すること。
- 「工事の期間」の欄には、工事実施から完了までの期間を記載すること。仮移設等を含む場合は、復旧までの期間を含めて記載すること。
- 「施工方法」欄の施工業者については、未定の場合にはその旨記載すること。また、その場合には、工事着手までに報告すること。
- 「添付書類」の欄には、添付した書類を で囲み、その他必要な書類を添付した場合には、その書類名を()内に記載すること。
位置図は1/50,000程度の平面図を、現況図・計画図はそれぞれ現況及び完成後の平面図(1/1,000程度)及び縦横断面図を指し、誓約書とは、施工後に施工箇所を道路管理者に引き継ぐ旨を約した書面を指し、同意書とは水路管理者、隣地所有者等の関係者の同意を証する書面を指す。
- その他必要な事項については、「備考」欄に記載する。
例)概算工事費、道路の現況、道路区域の変更の有無等

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第1,209号

介護保険法（平成9年法律123号）第46条第1項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定に基づき告示する。

平成16年12月10日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
有限会社 カワセ	有限会社 カワセ 居宅介護支援事業所	平田市国富町1209番地	平成16年 12月1日
特定非営利活動法人 たすけあい平田	NPO法人たすけあい平田	平田市平田町2112-1 平田市立福祉館	平成16年 12月1日
社会福祉法人 真心会	るんびにい苑居宅介護支援事業所	平田市園町字妻ノ神2606番地1	平成16年 12月1日
社会福祉法人 ほのぼの会	まんだ居宅介護支援事業所	平田市万田町692-2	平成16年 12月1日

島根県告示第1,210号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17第1項の規定に基づき、指定居宅支援事業者を次のとおり指定したので、同法第15条の23第1号の規定に基づき告示する。

平成16年12月10日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指 定 年月日
社会福祉法人 千鳥福祉会	地域生活援助	ウインザー	松江市下東川津町159-1	平成16年 11月30日

島根県告示第1,211号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定に基づき、次のとおり土地改良区理事長から土地改良事業の変更施行について認可の申請があり、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査の結果、土地改良事業計画の変更を適当と決定したから次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成16年12月10日

島根県知事 澄 田 信 義

事業主体名	事業名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所
松江市土地改良区	上岡地区農道事業 (基盤整備促進事業)	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	松江市役所

島根県告示第1,212号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成16年12月10日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

石央マリンショッピングセンター 島根県浜田市周布町イ61-1番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

協和木工株式会社 代表取締役 山口茂 広島県広島市西区商工センター4丁目9番9号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

空床

(変更後)空床部分に以下の者が入店

株式会社トライアルカンパニー 代表取締役 永田久男 福岡県福岡市東区多の津1丁目12番2号

有限会社ウェーブ 代表取締役 築地純義 島根県浜田市殿町83番地217

(4) 変更の年月日

平成16年11月22日

2 届出年月日

平成16年11月26日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市商工観光課(浜田市殿町1番地)

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名又は名称及び住所(団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第1,213号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成16年12月10日

島根県知事 澄 田 信 義

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

石央マリンショッピングセンター 島根県浜田市周布町イ61-1番地

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称、代表者の氏名及び住所

協和木工株式会社 代表取締役 山口茂 広島県広島市西区商工センター4丁目9番9号

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

（変更前）午前9時から午後11時

（変更後）午前0時から午後12時（スーパーセンタートライアル浜田店入居棟のみ）

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前8時30分から午後11時30分

（変更後）午前0時から午後12時（第1駐車場及び第2駐車場のみ）

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

（変更前）午前6時から午後9時

（変更後）午前0時から午後12時（スーパーセンタートライアル浜田店入居棟のみ）

(4) 変更の年月日

平成16年12月8日

2 届出年月日

平成16年12月1日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

浜田市商工観光課（浜田市殿町1番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部経営支援課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名又は名称及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第1,214号

平成16年島根県告示第805号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により松江市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成16年12月10日

島根県知事 澄 田 信 義

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

有限会社みしまや川津店 島根県松江市西川津850番地 1

2 意見の概要

騒音について、環境基準や騒音規制法を満足するように十分に配慮すること。

3 縦覧場所

松江市商工課（松江市末次町86番地）

4 縦覧期間

告示の日から 1 月間

島根県告示第1,215号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成16年12月10日

島根県知事 澄 田 信 義

1 起業者の名称

出雲市

2 事業の種類

出雲市鳶巣コミュニティセンター・出雲市立鳶巣幼稚園複合施設建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県出雲市東林木町地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

出雲市鳶巣コミュニティセンター・出雲市立鳶巣幼稚園複合施設建設事業（以下「本件事業」という。）は、出雲市が、社会教育法（昭和24年法律第207号）第21条第1項の規定に基づく公民館である出雲市鳶巣コミュニティセンターと、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条の規定に基づく出雲市立鳶巣幼稚園を複合して建設しようとするものであり、土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第3条第21号及び同条第22号に掲げる施設に関する事業に該当する。

よって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である出雲市は、地方債及び一般財源により財源措置を講じているので、法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

本件事業は、老朽化が著しい現鳶巣幼稚園と狭隘となった現鳶巣コミュニティセンターを、地域の総合センター、学習施設として整備するものであり、本件事業を施行することにより得られる利益は、相当程度存するものと考えられる。

一方、起業地の選定にあたり、複数の候補地の中から社会的条件、技術的条件及び経済的条件等を比較検討した結果それらの条件を最も良く満たすものを採用していることから、本件事業の施行により失われる利益については、軽微なものであると考えられる。

で述べた得られる利益と で述べた失われる利益とを比較衡量した結果、前者が後者に優越すると認められる。

よって、本件事業は法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

本件事業は、昭和57年に建設された現鳶巣コミュニティセンターと、昭和52年に廃校となった旧鳶巣小学校校舎を使用している現鳶巣幼稚園を複合施設として移転新築しようとするものである。

現鳶巣コミュニティセンターは、築後22年を経過し、一部老朽化に加え、狭隘となっている現状であり、現鳶巣幼稚園は、築後50年を経過した木造園舎であるため、老朽化が著しい。

よって、いずれの施設も改築する必要性が認められるが、両施設とも現立地箇所は土石流危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所として指定されていることから、現立地箇所での改築は不相当であり、移転新築することが妥当と判断される。

また、起業者である出雲市は、平成5年以降、学校施設と公民館との複合施設の整備を進めており、現鳶巣コミュニティセンター・現鳶巣幼稚園の複合施設としての移転新築について地区住民・諸団体から強い要望が継続的に出されている。

以上のことから、本件事業を実施する必要性が認められる。

次に、本件事業に係る起業地は、本件事業の施設規模及び利用目的等から勘案し、必要最小限度の範囲であると認められる。

さらに、本件事業に係る起業地内に一時的な利用に供されるものは存在せず、使用の手段はなじまないため、本件事業の目的を実現するために、起業地全体に収用の手段を講じることが合理的と考えられる。

よって、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

既述のとおり、本件事業は法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

よって、本件事業について、法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

出雲市役所

島根県告示第1,216号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成16年12月10日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員			延 長
一般国道	431号	八束郡美保関町大字下宇部尾1081 - 7地先から同大字133 - 17地先まで	前	メートル 8.15 ~ 9.30	メートル 101.50	道路改良工事 拡幅	
			後	8.15 ~ 11.30	102.00		
"	"	八束郡美保関町大字下宇部尾133 - 17地先から同大字126 - 1地先まで	前 A	7.00 ~ 9.30	245.00	道路改良工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう ダブルウェイ	
			後	A	7.00 ~ 9.30		245.00
				B	11.00 ~ 18.00		140.50
"	"	八束郡美保関町大字下宇部尾126 - 1地先から同大字76 - 1地先まで	前	6.85 ~ 6.95	74.50	道路改良工事 拡幅	
			後	11.00 ~ 22.40	75.50		
"	"	八束郡美保関町大字下宇部尾76 - 1地先から同大字53 - 1地先まで	前 A	6.25 ~ 12.80	240.00	道路改良工事 左記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう ダブルウェイ	
			後	A	6.25 ~ 12.80		240.00
				B	11.50 ~ 19.30		139.00

松江土木建築事務所

島根県告示第1,217号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成16年12月10日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延 長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	431号	八束郡美保関町大字下宇部尾1081 - 7地先から同大字53 - 1地先まで	メートル 457.00	平成16年 12月10日	松江土木建築事務所	
県 道	浜田作木線	邑智郡邑南町日貫4744番4地先から同2636番1地先まで	115.00	"		
"	"	邑智郡邑南町阿須那548番4地先から同1903番地先まで	752.00	"	川本土木建築事務所	

"	邑智赤来線	邑智郡美郷町九日市412番 1 地先から同 424番 2 地先まで	120.00	"		
---	-------	--------------------------------------	--------	---	--	--

島根県告示第1,218号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成 7 年法律第39号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第 4 項の規定により告示する。

平成16年12月10日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路 線 名	区 間	上り線又は 下り線の別	指定年 月 日
一 般 国 道	431号	松江市殿町26番地先から同市母衣町8 - 1番地先まで	上り線	平成16年 12月10日
"	"	松江市殿町26番地先から同市母衣町11 - 1番地先まで	下り線	"

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成16年12月10日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 申請のあった年月日
平成16年12月 1 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 しまね介護情報ネットワーク
- 3 代表者の氏名
善塔元和
- 4 主たる事務所の所在地
松江市西津田八丁目 8 番10号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、介護保険事業者のサービス評価を行い、介護サービスの質の向上を図るとともに介護保険利用者の事業者選択の便利をはかり、すべての人々が安心できる介護サービスの充実した社会の実現と福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 6 縦覧に供する書類
定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書
- 7 縦覧期間
申請書を受理した日から 2 月間
- 8 縦覧場所
県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）

特定非営利活動法人の事務所の所在地を所管する隠岐支庁又は総務事務所

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条の規定に基づき、歯科技工士試験を次のとおり実施する。

平成16年12月10日

島根県知事 澄 田 信 義

1 試験期日

- (1) 学説試験 平成17年2月23日（水）午前9時から
- (2) 実地試験 平成17年2月24日（木）午前9時から

2 試験場所

松江市南田町141番地9 島根県歯科技術専門学校

3 試験科目

(1) 学説試験

歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学、関係法規

(2) 実地試験

歯科技工実技

4 受験資格

次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者（平成17年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (2) 厚生労働大臣の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（平成17年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）
- (3) 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者
- (4) 外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたる者

5 受験手続

(1) 願書の受付期間

平成17年1月7日（金）から1月17日（月）まで（郵送による場合は、平成17年1月17日の消印のあるものまでを有効とする。）

(2) 願書の提出先

〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県健康福祉部医療対策課

(3) 提出書類

ア 試験願書

イ 受験資格を証明する書類

(ア) 4の(1)又は(2)に該当する者は、卒業証明書（平成17年3月に卒業する見込みの者にとっては卒業見込証明書とし、卒業後直ちに卒業証明書を追加提出すること。）

(イ) 4の(3)に該当する者は、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者であることを証する書類

(ウ) 4の(4)に該当する者は、外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けたことを証する書類

ウ 写真（出願前6月以内に脱帽で正面から撮影した縦6センチメートル、横4センチメートルのものの裏面に（シギ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載し、島根県が交付する写真票に貼り付け、所定の事項を記入して提出すること。）

6 試験手数料及び納入方法

試験手数料36,000円に相当する額の島根県収入証紙（消印しないこと。）を試験願書の所定の箇所に貼り付けること。

7 その他

(1) 願書を受理したときは、受験票を交付する。

(2) 受験者は、試験当日、次のものを持参すること。

ア 受験票

イ 筆記用具

ウ その他受験票に記載のもの

(3) 合格者については、受験番号を平成17年3月25日（金）に島根県庁前に掲示するとともに、島根県報に公告する。

(4) 合格者には、合格証書を交付する。

(5) 受験手続等について不明な点は、島根県健康福祉部医療対策課医事・医療従事者確保グループ（電話0852 - 22 - 5252）へ問い合わせること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年12月10日

島根県知事 澄 田 信 義

1 都市計画の種類

益田都市計画地区計画

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年12月10日

島根県知事 澄 田 信 義

1 都市計画の種類

益田都市計画土地区画整理事業

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年12月10日

島根県知事 澄 田 信 義

1 都市計画の種類

益田都市計画道路

2 縦覧場所

島根県土木部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成16年12月10日

島根県知事 澄田信義

- 1 都市計画の種類
益田都市計画用途地域
- 2 縦覧場所
島根県土木部都市計画課

特 定 調 達 公 告

次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公示する。

平成16年12月10日

島根県知事 澄田信義

- 1 物品等の名称及び数量
島根県芸術文化センター（仮称）施設情報システム一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
島根県環境生活部文化振興課 島根県松江市殿町1番地
- 3 落札者を決定した日
平成16年11月9日
- 4 落札者の氏名及び所在地
富士通株式会社島根支店 松江市学園南2-10-14
- 5 落札金額
金48,510,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例公告を行った日
平成16年9月28日

島根県公営企業管理規程

島根県公営企業管理規程第14号

島根県企業局財務規程（昭和40年島根県公営企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

平成16年12月10日

島根県知事 澄田信義

別表第3 電気事業会計の表中

「	工具器具及び備品	雑用器類		磁気テープ		の次に
「				ユニットトイレ		を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の島根県企業局財務規程の規定は、平成16年7月1日から適用する。

島根県公営企業管理規程第15号

島根県企業職員の給与に関する規程（昭和41年島根県公営企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

平成16年12月10日

島根県知事 澄 田 信 義

第2条第1項中「、寒冷地手当」を削る。

第6条を次のように改める。

第6条 削除

別表第5を削る。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

島根県選挙管理委員会告示第54号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

平成16年12月10日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- | | | |
|---|--|---------|
| 1 | 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 12,167 |
| 2 | 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 168,056 |
| 3 | 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | |
| | 八束第一選挙区 | 6,633 |
| | 八束第二選挙区 | 5,620 |
| | 八束第三選挙区 | 4,294 |
| | 能義選挙区 | 4,009 |
| | 仁多選挙区 | 4,487 |
| | 大原選挙区 | 8,595 |
| | 飯石選挙区 | 5,796 |

簸川第一選挙区	7,320
簸川第二選挙区	3,924
簸川第三選挙区	4,432
邑智選挙区	7,827
那賀選挙区	4,963
鹿足選挙区	4,875
隠岐選挙区	6,748
松江選挙区	39,204
浜田選挙区	12,197
出雲選挙区	23,059
益田・美濃選挙区	14,415
大田・邇摩選挙区	11,619
安来選挙区	8,244
江津選挙区	6,680
平田選挙区	7,843

4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

168,056

正

誤

平成16年6月29日付け島根県報号外第84号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
1	下から26	規則第56号	規則第58号
2	下から25	島根県規則第56号	島根県規則第58号

平成16年11月24日付け島根県報第1,627号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
10	下から14	家畜体内受精卵移植	家畜人工授精